

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第45回）議事要旨  
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成28年9月12日（月） 15:00～15:57

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）木村元昭，新関輝夫，田邊宜克，野口郁子（敬称略。五十音順）

（庶務）中島総務課長，大跡総務課課長補佐

（説明者）安永事務局長

4 議題

(1) 平成29年4月に弁護士から裁判官への任官を希望する任命候補者  
に関する情報収集について

(2) 平成29年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集につ  
いて

5 審議資料

139 9月7日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について  
（通知） ※添付省略

140 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（検察庁宛て）

141 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（裁判所宛て）

142 弁護士任官候補者の情報収集依頼文書（担当事件係属裁判所宛  
て）

143 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（担当事件相手方弁護  
士宛て）

144 弁護士任官候補者の情報提供者の氏名等の提供依頼文書（候補  
者本人宛て）

1 4 5 弁護士任官候補者の情報提供の依頼文書（実情をよく知る弁護士宛て）

1 4 6 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）  
（検察庁宛て）

1 4 7 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）  
（弁護士会宛て）

## 6 協議等

平成29年4月期の弁護士任官候補者及び同年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について、庶務から、審議資料139のとおり指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を11月8日（火）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明を行った。

### (1) 弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者の情報収集方法の概要及び審議資料140から145までの依頼文書（案）について説明を行い、審議の結果、審議資料140から145までのとおり、弁護士任官候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、了承された。

### (2) 再任（判事任命）候補者について

庶務から、再任（判事任命）候補者の情報収集方法の概要並びに審議資料146及び147の依頼文書案（案）について説明したところ、委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料147の1ページ下から4行目「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との記載部分について、前回の当地域委員会において、平成24年に例があったとの紹介があったが、当地域委員会管内では、平成24年以降、段階評価式アンケートが情報提供された例はないのであるから

段階評価式アンケートに関する記載は必要ないのではないか。

また、当地域委員会管内の弁護士会では、指名諮問委員会が指摘しているような情報の取りまとめは行っていないことも考えると、指名諮問委員会で議論されているからといって指名諮問委員会の議論に合わせて依頼文書に記載する必要はなく、当地域委員会の実情に合った記載としてもよいのではないか。

- ・ 指名諮問委員会で議論されている段階評価式アンケートを、他の地域委員会管内の弁護士会がどのように利用し、どのように他の地域委員会に情報提供しているのか分からない。他の地域委員会では、どのような情報提供が行われているのか。

この点については、庶務から、他の地域委員会で段階評価式アンケートがどのように提供されているか情報はない旨の説明を行った。

- ・ この数年、当地域委員会の管内では段階評価式アンケートが提出されたことはないとはいえ、全国的な問題もあるからこそ指名諮問委員会で議論されているのではないかと。また、当地域委員会管外から来られる弁護士がおられることなども考えれば、注意喚起を行う意味はあるのではないかと。

以上の意見が出たが、審議の結果、今回は、審議資料146及び147のとおり再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、了承された。

## 7 報告事項

- (1) 地域委員長から、「前回の地域委員会終了後に、1件の情報提供文書が提出されたが、前回行われた取決めに従い、地域委員長の判断で指名諮問委員会に送付した。」旨報告された。

- (2) 庶務から、次のとおり報告を行った。

7月6日、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ、

最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

ア 判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者関係

判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者関係については，判事任命願又は再任願を提出した106人のうち，その後，出向した2人を除く，104人について審議が行われ，いずれも指名適当との答申になった。

イ 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については，任官希望を提出した1人について審議が行われ，指名不適当との答申になった。

## 8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第46回）の期日が，次のとおり指定された。

10月31日（月）午後4時00分